

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成29年1月18日（水）9:22～9:43
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

中 裕伸 農林水産省水産庁漁政部企画課長
黒萩 真悟 農林水産省水産庁資源管理部漁業調整課長
矢花 渉史 農林水産省水産庁漁政部水産経営課長
伊佐 広己 農林水産省水産庁増殖推進部栽培養殖課長
齋藤 晃 農林水産省水産庁資源管理部漁業調整課室長
中村 真弥 農林水産省水産庁資源管理部漁業調整課課長補佐

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官
坂井 潤子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 真珠に関わる漁業権に課する負担金制度の透明化
- 3 閉会

○事務局 お待たせして申し訳ありませんでした。

水産庁にお越しいただいています。真珠に関わる漁業権に課する負担金制度の透明化ということで、昨年の秋に2回ヒアリングでお越しいただいていますけれども、そのときのワーキングの先生方に、きちんと具体的な判断基準を示したガイドラインの作成とか事例ということで、このワーキンググループにもお示しいただくようにという御指摘をいただいております。

今回は、その方向性でガイドラインを作成するというので明示的に御回答をいただきましたけれども、そのあたりについて御説明いただきたいと思っております。

座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところ早朝からどうもありがとうございます。

早速、御説明をお願いいたします。

○中課長 それでは、御説明させていただきます。

お手元にお配りしております1枚紙を中心に説明させていただければと思います。その後ろは質問に対する回答ですが、基本的に御指示いただきまして調査を行いました。都道府県からの回答も整いまして、大体整理もできたところでございます。

懸念といいますか、色々問題のある、可能性のあるような手数料みたいなものは結構ありまして、ただ、類型を見てみますと、大体他の漁業者、組合員等が営む漁業との調整に係るものであったりとか、漁場環境調査、漁場環境維持、監視等の漁場において漁業を営むに当たって普通に生じるようなコストについて、漁場全体、組合員以外の真珠区画漁業権で養殖を営んでいる人についても同じようなサービスを受益しているということで、その対価みたいなものを要求するようなものがございます。

基本的に、それ自体、我々はおかしなものというか、合理性がない、真っ黒だとは判断しておりません。

ただし、三つ目の○ですが、合理的であると言えるか否かについて、個別に見て、もしかしたらおかしなものがある可能性もございます。

例えば、漁場の調整に係るものと言っても、実際に取っている手数料の額があまりにも過大であったりとか、あるいは手数料という形で取っている割には漁協の経営状況が悪くなったら値上げしろみたいなことを言ってきて、値上げをしなかったら、応じないのだったら出ていけみたいなことを言われるという話になると、それは違うので、そういうところの実態がどうなのかは、さらに詳細に調査しなければならないと感じております。

その前に、今後の対応のところですが、我々としてガイドラインといいますか、基本的な考え方です。基本的な考え方をきちんとわかりやすくするために、これは黒です、あるいはこれは大丈夫ですといったものをわかりやすく示すようなもの、形でそのガイドラインを作りたいと思います。

ガイドラインを作るときには、前回、アドバイスをいただきまして、既に公取委のほうに相談とかにも行っています。今のところは、個別に色々説明したのですけれども、もうちょっと個別のどういう状況なのかを聞かないと判断できないというように、これは優越的地位の濫用の担当課に今は聞いているのです。

ただ、優越的地位の濫用の課も、そもそもベースになる取引関係みたいなものがあって、その取引関係上の優越的地位を濫用して相手方に無理な条件を飲ませるみたいな、例えば流通の大手がサプライヤーというかメーカーと交渉していくときに、えらくいい商品をナショナルブランドのメーカーが出しましたと。その出した商品と類似で、かつ、値段が安くて、しかも品質がいいものを流通側のプライベートブランドでちゃんと出してくれと。

出してくれないのだったら、後のことはちょっと考えてしまうみたいなことを言うよう

なもの、まさに典型的な優越的な地位の濫用のようですので、そこはもしかしたら違うかもしれない。

不公正な取引方法みたいな類型もあるみたいで、そういうものに当たる、そこはもう少し広く、ベースになる取引関係ではないようなときにも適用できるようなものがあるみたいなので、そういうものが該当する可能性もあるみたいなアドバイスも受けていますので、色々と全般的にその辺は公取委とも相談させていただいて、本当に何が問題で、ここから先は別に商取引の世界であったりとか、あるいは単なる民間の調整の関係、お隣さんとかとの調整の関係と同じようなものと、そこは切り分けられるような形で色々細かく、個別の事例も再調査しながら見ていきたいと思っております。

対応方法は、今年はそういう形です。

○八田座長 どうもありがとうございました。以上ですか。

それでは、すみません。

○本間委員 水産庁のほうでも、うまく公取とやりとりしながら、何が白で何が黒かという調査ですので、それはしっかり詰めていってほしいということが基本で、だから、額が過大かどうかという判断をどこでするかということです。

もっと言えば、徴収するものに対する対価としてのサービスがどの程度のものかという調査が必要なのかなという気がしてしまっていて、これは漁業の場合だけではなくて農業の場合も色々な調整金云々でわけがわからない徴収をされているという声も多いものですから、そこはきちんとガイドラインを作ってください、私の関心から言えば農業のほうでも同様の仕組みでガイドラインができればいいなと思っておりますので、そこはしっかり作業を進めてほしいということが1点。

もう一つは、これまで徴収してこなかったところが、こういうことなら取ってもいいのだという誤解を与えるような表現ないしガイドラインは絶対に避けてほしい。そのためにはもっと詳細な調査が必要だと仰っていただきましたので、その調査に期待したいところなのですが、ガイドラインが逆の効果を持たないようにしていただきたい。きちんとした形でサービスの提供がないものに対しては、取ってはならないということです。

もう一つは、額についての相場観というところとちょっと違うかもしれませんが、額の妥当性も併せて検討していただければと思っています。

○八田座長 どうもありがとうございました。

まず、もし役務を提供しているならば、そのサービスにかかっている費用です。誰にどれだけのお金を払っているのか。もし施設をそのためにわざわざつくっているということならば、それは一種のエッセンシャル・ファシリティーに対する徴収と同じだと思います。要するに、それがなければサービスを受けることができないようなもの、例えば電力の場合の送電線とか、ガスの場合のパイプラインとか、飛行場、空港、鉄道。

こういうものは一種のエッセンシャル・ファシリティーですから、放っておけばものすごく高い値段をチャージできますから、普通は公的に料金の基準を決めて、大体総括原価

を取ることが多いのです。近頃それから離れた理屈も色々あって、総括原価とは別のやり方をやることもあります。基本的にはほとんど日本のものは総括原価です。

これは資本に対する対価だというのであれば、総括原価でチャージするのが、そのように規制する必要があるということです。規制しなかったら高く取りますから。しかし、漁協の中には、かなりのところがあるですね。全くこういうサービスを提供していないところがあるわけで、そこでは実際、ほかのところ提供しているというサービスをどのように解決しているのでしょうか。

要するに、我々の主たる関心は、今はかなり形骸化しているかもしれないけれども、基本的には将来、競争的な市場に持っていくべきだし、建前としても第2順位、第3順位という形で一応開かれてはいるわけですから、開かれている以上、こういう料金があればそれはもう参入制限にそのままなりますし、実際に今、参入制限として機能しているのだと思うのです。できればなしにするということが参入の可能性を一番高める方法ですから、なくて済んでいるところがあれば、それに右に倣えというのが一番理想だと思うのです。

そうはいつでも、いきなりやったら漁協が潰れてしまうというときに、移行措置を設けるのはあり得るかもしれない。だけれども、基本的な路線としては、基本的にはこれはよほどの理由がなければ取れないのだということが明確になるべきだと思うのです。繰り返す言うと、それが一つ。

もう一つは、やむを得ず料金を取る場合には、そのためのコストの基準が明確でなければいけないし、何らかの監査の措置がないといけない。例えば、送電線の利用などについては、本当に厳しい査定を公開の場でやります。本当に衆人環視の中で社長を呼んできて、これはおかしいではないかということをやります。そのぐらいやらないとダメだから、料金の査定はもう一つの大きな課題だと思います。

今のお作りになろうとしているガイドラインのまた骨子みたいな、根本的な方針はどういうところになりますか。

○中課長 基本的には、ちゃんと理由があって、かつ、そのコストを漁協が実際に負担しているからそのコストを応分の負担をすべきだということになります。そこが基本でございまして、そうなるとう当然のこととして、漁業の徴収の費用は組合員にも課しているわけなのですけれども、その組合員に課しているものと同じ水準でなければならぬのです。

ただ、組合員自身は元々、先ほどの総括原価という話がありましたけれども、実際の組合という組織を維持して、そのベースの上に直接こういう漁場調整の作業であったり、漁場環境の維持という役務を提供しているわけなのです。そのベースになっている間接費的な部分も含めて組合員として負担しているのだから、それも含めた同等の負担というものが新しく入ってくる人にも課される。それ以上のものになってはならないというのが基本的な考え方でやろうとは考えております。

○八田座長 私が知っている電力とか交通とか、そういうところでは、要するに、向こうが言ってきたコストをそのまま飲むということはずなないのです。何割切ったということ

が役所の業績でもあるくらいに、不当な取り方を非常に注意深く規制しているわけです。

だから、コストを言ってきたても、それを丸飲みすることはあり得ないと思うので、あらかじめどういう判断基準で、こういうものは認めるけれどもこういうものは認めないというかなり細かい限定が必要だと思います。

組合維持のために金が必要だというのはわかるけれども、それはこういうものにもし理由がないのならば、こういうもので取るべきではなくて組合員の会費で取るべきですよ。その分割が必要で、そうしたら、少なくとも潜在的には参加者がいるときに、その人たちにとっては、組合は潰れてもいいわけです。

むしろこういう役務が必要ならば、それをみんなで雇えばいいわけです。組合自体でなくてもいいわけで、組合の存続のためにこういう費用をほかの人も負担しなければいけないということだけは避けたいと思います。

○中課長 組合維持のコストは慎重に配慮して、この機能を維持するためのコストは必要ということですよ。

○八田座長 もし必要ならね。なるべくなくて済ませているところもあるならば、最低限の認めるものだけしかダメだということでしょうね。これはいつまでにガイドラインをお作りになる予定ですか。

○中課長 スケジュールなのですけれども、今、とりあえず個別の事例は集まって、公正取引委員会とどこまで細かくやるかというところもあるのですが、年度内、そこは正直言いまして、細かくどこまで詰めるかと、どこまで書き込めるかにかかわってきますので、なかなか今の時点でいつまでにというのは言えない。

○八田座長 一応大まかな目標を言っていたきたいと思います。

○中課長 年度内ぐらいには、そうですね。そこから、さらにより細かくガイドライン自身も改善していくみたいなのは考えています。

○八田座長 もちろん細則の整備とかそういうことはあるかもしれませんが、基本的なガイドラインのところは、大体本年度を目途にまとめる。

○本間委員 追加で改訂していけばいい話で、なるべく早い時期に作っていただいて、徹底するようにしていただければと思います。

○八田座長 監査のようなことです。今はほとんどないのですか。行使権のことだけではなくて、実際の監査を役所が何らかの形でやらせる。公認会計士にやらせるのも一つの手でしょうし、何らかの義務付けはしていらっしゃらないのですか。

○中課長 漁協の事業に対する監査は制度として整備されております。

○矢花課長 監査というか、基本的には漁協については県が検査をやることになっています。

○八田座長 全国共通のガイドラインはないのですか。

○矢花課長 各漁協に対する検査に関するガイドラインは、県に国から示しております。

○八田座長 国で示している。わかりました。

そこで、こういうものが引っかかってくるようにはなっていないのですか。こういうものの費用をきちんと項目として算定しろという。

○矢花課長 事こういう項目についてというところまでは、今までは書いていませんでしたけれども、組合員なり利害関係者に対する、基本的には毎年度の事業報告だとかの作成が義務付けられていますので、そういうものを示すことについてはガイドライン上も示されておりますが、真珠区画漁業権なり、こういったものについて、具体的にこれをこういう形で提示しろというところまでは個別には書いていなかったもので、そこは今回のガイドラインなども踏まえて、より具体的に書き込んでいくとか、県に指導をお願いするのはできると思います。

○八田座長 公認会計士検査を義務付ければあれですね。これだけ買っていると称したのに、実際に本当に領収書があるのかどうかまで全部チェックしてくれますよね。そういう機能を、おそらく県はそこまでやっていないのではないかと思います。

抜き打ちで色々と帳簿を検査し、それに対応する領収書があり、銀行預金口座がありという、そのチェックをきちんとやっているかということなのです。

○矢花課長 おそらく具体の問題を踏まえて、こういうところを重点的にこういう視点でチェックしろとするべきだということはガイドラインの中、あるいは指針の中で県に示していくことは可能だと思います。

○八田座長 今回はこのガイドラインですけれども、その後、それに実効性を持たせるためには、監査の体制全体をできたらお考えいただきたいと思います。これは全てのこういう協同組合が潜在的に抱える問題だと思いますので、今日の議題を超えますけれども、是非またそこをお願いしたい。継続的にお願いすることに将来はなると思います。

日程のことは、どうぞ。

○藤原審議官 そういう意味では、スケジュールが、今お話がありましたけれども、まだ今年度も終わっていない中で来年度までというのは、1年以上というのは目標としてはあれですから、もう少し前倒しの来年なのか、来年のどこかのタイミングなのか、目途で結構ですので、さすがに来年度中というところ。

○八田座長 今年度中でいいのです。非常に前向きなお返事です。

○藤原審議官 今年度中でいいのですか。そういう意味では大変ありがとうございます。

確認ですけれども、ガイドラインについては、よくある優越的な地位の濫用の蓋然性がある分野について公取が整備しますけれども、それを今、お作りになっているという、公取のガイドラインという意味ですか。

○中課長 我々と連名みたいな形になるかもしれない。

○藤原審議官 連名ですか。

○八田座長 それはいいですね。

○藤原審議官 最近のものはちょっと存じ上げないのですけれども、公取が相当主導する形で、あるいは皆さんと一緒にという形ですか。

○中課長 一緒にということですね。あちらにお願いしますという形には多分、ならないと思います。

○八田座長 向こうも実情がわからないですよ。

○藤原審議官 実態的には両方でということですね。わかりました。

○八田座長 電気・ガス料金を規制している電力・ガス取引監視等委員会では、職員として公取の人に来てもらっています。それで一緒にやっています。向こうにも漁業に関するノウハウをためていってもらったほうがいいです。

どうもお忙しいところ本当にありがとうございました。

またよろしく願いいたします。